

— 自転車通学規定 —

1 自転車通学許可の条件

- (1) 自転車通学生は、通学距離にかかわらず全生徒を対象とする。
- (2) 自転車は、前部かご・後部荷台がつき、スタンドが後部に両方ついている自転車を必ず使用する。(ロードバイクやピストバイク・マウンテンバイク・電動自転車等は認めない。)
- (3) 自転車には必ず本校指定の自転車通学許可ステッカー(250円)をつける。
- (4) 反射タスキとヘルメット(あごひもをしっかりとめる)を着用し、校門に入るまでは必ずさない。

2 交通安全のため「自転車安全利用五則」および次のことがらを厳守する。

- (1) 定められた通学路を通行する。
- (2) 左側通行を守り、並進をしない。
- (3) 車間距離をとり、スピードを出さない。
- (4) 2人乗りや片手ハンドルなど危険な乗り方をしない。
- (5) 交差点の横断は白線の手前で一時停止し、左右の安全を確認して自転車を押して通行する。また、他の横断歩道も同様とする。
- (6) 雨天の場合は雨合羽を使用する。(傘をささない)
- (7) 背カバンは背中に背負うか後部荷台にくくる。補助バッグ等で足りない場合は前部かごを使用する。
- (8) 常に自転車の整備点検(ブレーキ・タイヤ・ハンドル・車体・ベル・ライト)をする。
- (9) 「校門～住宅型有料老人ホーム もんじょの里」「元島薬局交差点～校門」の区間は自転車から降り、自転車を押して通行する。
- (10) 自転車保険に必ず加入する。

3 その他の注意事項

- (1) 校内では自転車に乗ってはならない。
- (2) 自転車置き場の定められた場所に整然と置き、必ず鍵をかける。
- (3) ヘルメット・荷ゴムは前部かごに入れる。反射タスキは、教室に持って行く。鍵は自転車から抜いて、各自管理する。
- (4) 以下に挙げる危険な乗り方をした場合には、3日間の停止とする。
 - ・二人乗り
 - ・速度超過
 - ・蛇行運転
 - ・右側路肩通行
 - ・一旦停止違反
 - ・ヘルメット未着(あごひも無し)
 - ・反射タスキ未着用
 - ・その他、明らかに危険と判断される行為

※4回目以降の指導については、3か月間の停止とする。

－ みんなが楽しく学ぶために（生徒心得） －

良い伝統を引き継ぎ，更に良い校風を築き，みんなが正しく，明るく楽しい学校生活を送るため入来中学校の生徒として誇りと自覚をもって行動します。

登下校について

- 1 時間を守り，ゆとりをもって登下校します。

登校（校門に入る時刻）・・・8時05分

下校・・・帰りの会終了後 *用事がある場合は，担任の許可を得ます。
（部活動生の下校時刻は部活動規定による。）

- 2 交通規則を守り，決められた通学路を通ります。
- 3 自転車通学は自転車通学規定をしっかりと守ります。

校内生活について

- 1 登校したら教室の環境を整え，朝の活動に備えます。
- 2 休み時間に学習の準備を整え，真剣に授業にとりくみます。
- 3 給食当番は仕事をてきぱきと行い，当番以外の人手洗いを済ませ，静かに待ちます。
- 4 作業時間は更衣をして，効率よく，精一杯とりくみます。
- 5 登校後の外出は原則としてできません。やむを得ない場合は必ず担任の許可を得ます。
- 6 学校生活に必要なもの以外は持ち込みません。

服装について

- 1 制服は，別図に示すとおりにします。
- 2 制服の更衣については，個人で判断するものとします。ただし，行事の時にはそろえる場合もあります。
- 3 頭髪は「頭髪に関するきまり」を守り，中学生らしい髪型とします。
- 4 通学用靴は白の運動靴とします。ベルトは革製の黒色のもので穴の開いたものを着用します。穴に金具がついていたり，布製（バックル付き）は着用しません。
- 5 鞆・体育服・体育館シューズ・上履きは学校指定の物とします。
- 6 下着や肌着は白・黒・紺・茶・淡色を原則とし，ハイネック等は認めません。

諸届出

- 1 欠席・遅刻・早退は，保護者が電話か文書で，学校に届けます。
- 2 新聞配達等のアルバイトは学校長に届けます。
- 3 事情があって，服装や頭髪のきまりに反する場合は，学校に届けます。

服装のきまり（令和5年度までの制服の場合）

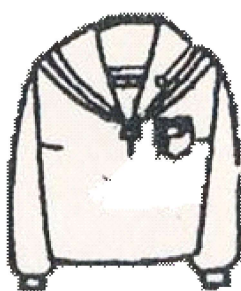
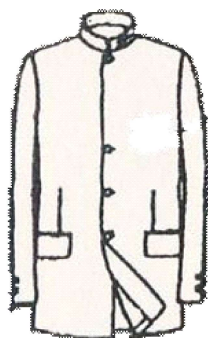
期 間	男 子	女 子
冬服	上下黒の標準学生服 白のカッターシャツ	紺のサージセーラー服（襟にこげ茶色の2本線）、こげ茶色のリボン、紺のジャンパースカート（図1+図2） 厳冬期は黒タイツを認めるが、入学式・卒業式の場合は白靴下とする。
夏服	白の半袖開襟シャツ 黒の標準長ズボン	白の半袖セーラー服（襟は灰色で白の2本線） 水色のネクタイ、灰色のスカート（図3）
中間服	白の長袖カッターシャツ 黒の標準長ズボン	白の長袖ブラウス こげ茶色のリボン 紺のジャンパースカート（図2）

- * 靴下は黒・白・紺・グレー（無地かワンポイント程度）で、くるぶしが確実に隠れるもの（かかとから概ね15cm程度以上）を着用する。スニーカーソックスは禁止とする。行事の時には、白靴下で統一する場合もある。
- * 防寒着として、登下校時に制服の上から防寒着（上着のみ）、手袋、マフラー、ネックウォーマーの着用を認める。
- * 校内も着用できる防寒着として、トレーナー、セーター、カーディガン等の中着を許可する。ただし、外見から見えないようにする。色は白・黒・紺・茶・グレーで、統一したものとする。正しく制服を着用した上で利用する。また、学校内のジャージ着用については制服の上からでも中でも可とする。
- * 厳寒時は、タイツやスパッツ等を着用してもよい（入学式・卒業式は白靴下とする）。
- * 授業や給食時間等膝掛けの使用も認める。
- * 玄関で、防寒着、マフラー等を着脱する。
- * 学生ボタンは、校内で購入できる。

（男 子）

（女 子）

図1 サージセーラー服 図2 ジャンパースカート 図3 夏服スカート



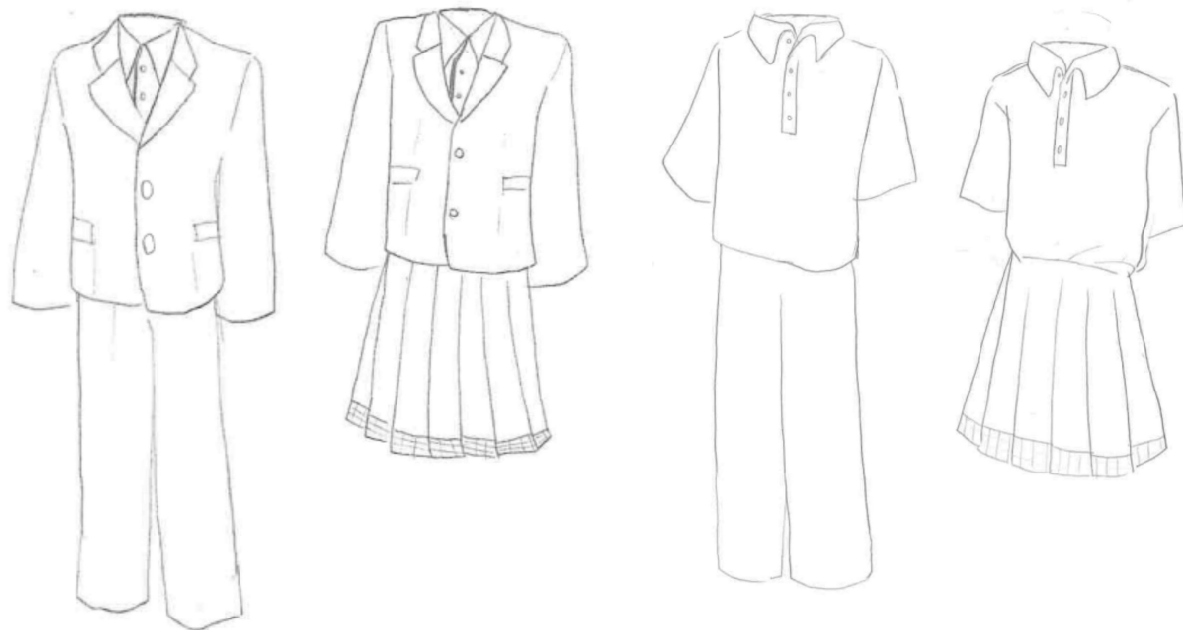
服装のきまり（令和6年度以降の制服の場合）

期 間	男女共用
冬服	<ul style="list-style-type: none"> ・ 紺のブレザーとスラックスかスカートのスーツスタイルとする。 ・ 中にはポロシャツを着用する。ポロシャツは無地の白・黒・紺とし、行事等の場合は、指定の白ポロシャツ（内襟がチェックになっているもの）とする。
夏服	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上着としてポロシャツ（冬服と同じ規定とする）を着用し、指定のスラックスかスカートを着用する。

- * 靴下は黒・白・紺・グレー（無地かワンポイント程度）で、くるぶしが確実に隠れるもの（かかとから概ね15cm程度以上）を着用する。スニーカーソックスは禁止とする。学校行事の時には、白靴下で統一する場合もある。
- * 防寒着として、登下校時に制服の上から防寒着（上着のみ）、手袋、マフラー、ネックウォーマーの着用を認める。
- * 校内も着用できる防寒着として、トレーナー、セーター、カーディガン等の中着を許可する。色は白・黒・紺・茶・グレーで、統一したものとする。正しく冬服を着用した上で利用する。また、学校内のジャージ着用については制服の上からでも中でも可とする。
- * 厳寒時は、タイツやスパッツ等を着用してもよい（入学式・卒業式は白靴下とする）。
- * 授業や給食時間等膝掛けの使用も認める。
- * 玄関で、防寒着、マフラー等を着脱する。
- * 制服に必要以上に手を加えない（加工する場合は、事前に学校へ相談する）。

冬 服

夏 服



－ 頭髪等に関するきまり －

- 1 頭髪は、中学生にふさわしい清潔で品位ある髪型とする。
 - 中学生らしさとは
 - ※ 清潔感がある ※ 印象がよい ※ 節度がある ※ 活動的である
 - ※ 華美でない ※ 学習の妨げにならない ※ 進学先の面接等に対応できる
- 2 パーマ・ストレートパーマ等の特殊な手入れはしない。
- 3 額や眉のそり込み・毛抜き・染色・脱色等の特殊な加工をしない。
- 4 整髪料を使用しない。
- 5 前髪は眉にかからないようにする。斜めにカットしない。
- 6 前髪を留める際に使用するヘアピン等の使用については、黒、紺、茶とし、中学生らしい髪型を崩さない。
- 7 肩に髪がかかる場合は結ぶ。結ぶゴムは黒・紺・茶とする。
(一つで結ぶ場合の高さは耳以下とし、横から髪が垂れないこと)

* 女子生徒の冬服のリボンについて（令和5年度以前の女子制服を着用する場合）

- 1 リボンはしっかりとつける。
- 2 リボンは不自然に長さや大きさ等は調節をしない。
(リボンの大きさは15センチ～20センチ以内)

※ 特別な理由により、上記きまりに反して手を加えなければならない状況がある場合には、勝手に手を加えず、先生に相談の上、「頭髪に関する特別許可願い」「異相届け」を記入・提出し、その後の結果に従うこと。